

【新旧対照表】

新	旧
<p style="text-align: center;">岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱</p> <p>(第1条から第10条まで 略)</p> <p><u>(履行確認)</u></p> <p><u>第11条 知事は、実績報告書(事業完了報告書)、現地確認又は聴取確認(電話確認)により事業終了後速やかに履行の確認を行う。</u></p> <p><u>2 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に、確認の日時、確認の場所、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(補助金の交付時期等)</p> <p><u>第12条</u> この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するために必要であると認めるときは、概算払により交付することができる。</p> <p>2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。</p> <p>(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)</p> <p><u>第13条</u> 補助事業者は、事業完了後に消費税等の申告により当該補助対象経費に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により、当該確定額を速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税等の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。</p>	<p style="text-align: center;">岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱</p> <p>(第1条から第10条まで 略)</p> <p>(補助金の交付時期等)</p> <p><u>第11条</u> この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するために必要であると認めるときは、概算払により交付することができる。</p> <p>2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。</p> <p>(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)</p> <p><u>第12条</u> 補助事業者は、事業完了後に消費税等の申告により当該補助対象経費に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により、当該確定額を速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税等の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。</p>

(暴力団の排除)

**第14条** 規則第4条の補助金の交付申請があった場合において、当該交付申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

**第15条** 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項の期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合にあつては、知事）に規則22条に規定する書類、帳簿等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年10月19日医福第490号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月24日医福第1068号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月14日医福第807号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年1月10日医福第870号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

(暴力団の排除)

**第13条** 規則第4条の補助金の交付申請があった場合において、当該交付申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

**第14条** 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項の期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合にあつては、知事）に規則22条に規定する書類、帳簿等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年10月19日医福第490号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月24日医福第1068号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月14日医福第807号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。